

学事第706-1号
令和3年8月30日

高等課程を置く私立専修学校設置者 様

埼玉県知事 大野 元裕（公印省略）

私立学校における当面の臨時休業等の目安について（通知）

新型コロナウイルス感染症の対策について、適切かつ迅速な対応をいただいていることにお礼申し上げます。

県教育局では、現下の感染拡大を踏まえ、当面の臨時休業等の目安について、下記の通知のとおり整理しました。

つきましては、高等課程を置く私立専修学校におかれては、県立学校と同様の対応を取るようお願いいたします。

また、令和3年8月27日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインの送付について」が送付されましたので、併せてお知らせします。

記

【参考】

○県立学校長宛て通知

令和3年8月30日付け教保体第942-1号

「県立学校における当面の臨時休業等の目安について」（通知）

総務部学事課 専修各種学校担当
電話 048-830-2562